

(2016年7月改定)

## Yamaha Network Organizer 利用規約

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「Yamaha Network Organizer（以下 YNO）」の規約（以下本規約）を以下の通り定めます。本規約は、ヤマハが提供する YNO の利用に関し適用されるものとします。

### 第1節 総則

#### ➤ 第1条（用語の定義）

本規約は、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- ・ ヤマハネットワーク機器とは、ヤマハ製品群（ルーター、スイッチ、ファイアウォール、無線 LAN アクセスポイント）のことを指します。
- ・ YNO とは、複数のヤマハネットワーク機器とその配下の LAN の管理を遠隔から集中管理するためのサービス、およびそのサポートの総称をいいます。
- ・ 「お客様」とは、ヤマハまたはヤマハの販売代理店を通じて YNO の利用を希望し、本規約に同意頂いた方のことをいいます。
- ・ 「ライセンス」とは、ヤマハが提供する YNO の利用に対する使用許諾をいいます。
- ・ 「本契約」とは、お客様が本規約に同意し、お客様とヤマハとの間で YNO を利用するために締結される契約をいいます。

#### ➤ 第2条（適用範囲）

- ・ 本規約は、ヤマハが提供する YNO の利用に際し適用されます。
- ・ お客様は本規約に同意いただいたうえで YNO を利用することができます。
- ・ ヤマハは以後、本規約を改定、追加、および変更できるものとします。またお客様が、YNO をヤマハによる本規約の変更後に利用した場合、変更後の本規約内容に承諾したものとみなします。なお、本規約の改定、追加および変更については、随時ヤマハ公式ホームページに掲載しお知らせするものとします。

### 第2節 利用上のご注意

#### ➤ 第3条（本契約の成立）

お客様は本契約を申し込む場合、ヤマハまたはヤマハの販売代理店が別途定める手続きに従うものとします。

➤ 第4条（ライセンス）

お客様は、YNOの利用にあたり、ライセンスが別途必要となります。

内容は以下のとおりです。

- ・ ライセンスは、ライセンスキーとして提供されます。
- ・ ライセンスキーは、基本ライセンスと拡張ライセンスの2種類で構成されます。ライセンスの詳細については、ヤマハ製品情報ページ (<http://jp.yamaha.com/products/network/>) をご参照ください。
- ・ ライセンスは、ヤマハまたはヤマハの販売代理店に申告した使用開始日後に使用可能となります。
- ・ ライセンスの終了日については、ご購入のライセンスの有効期間に準じます。
- ・ ヤマハは、ライセンスに応じた数のヤマハネットワーク機器を YNO で管理することを、お客様に許諾します。

➤ 第5条（利用時におけるファームウェアのリビジョンアップ、および発生費用）

- ・ お客様は YNO をご利用の際に、ヤマハネットワーク機器のファームウェアを YNO 対応版へリビジョンアップする必要があります。
- ・ ファームウェアのリビジョンアップはソフトウェアライセンス契約に従うものとします。
- ・ お客様は、ライセンスとファームウェアのダウンロード（リビジョンアップを含む）、および YNO 利用時に発生するパケット通信費用および作業費用は、別途お客様がご負担いただくものとします。

➤ 第6条（情報の取り扱いに関する同意）

- ・ お客様は、ヤマハが以下の情報をサポート対応やサービスの品質向上のために利用する場合があること、また解約後6ヶ月間サーバーに保持することを予め承諾するものとします。
  - （1） ヤマハネットワーク機器から取得した情報（ヤマハネットワーク機器の設定情報、動作状況、およびログなど）
  - （2） YNO ご利用の際に入力した情報
- ・ お客様は、ヤマハがサポート対応時にお客様の承諾を得て、ヤマハがヤマハネットワーク機器に対してコマンドを実行することもあることを予め承諾するものとします。
- ・ お客様は、ご利用後お客様からのご意見、アイデア等に基づき、ヤマハが独自に発明・考案・創作等を行うこと、またヤマハが独自に商品化したり、サービスとして第三者に提供したりすることを予め承諾するものとします。

### ■第3節 責任

➤ 第7条（禁止事項）

ヤマハは、YNOの利用に際しお客様へ以下の行為を禁止するものとします。

- ・ 本規約に反する行為。
- ・ YNO をお客様の使用以外の商用、またはその他不正の目的をもって利用する行為、またはその準備を

目的とする行為。

- ・ YNO に登録時、虚偽の事実および内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届ける行為。
- ・ YNO に関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為。
- ・ YNO で利用する YNO 対応ファームウェアの全部または一部の修正、改変、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバース・エンジニアリング等を行う行為。
- ・ YNO のライセンスおよび YNO 対応ファームウェアを第三者への譲渡、頒布、流布、その他著作権を侵害する行為また侵害の恐れがある行為。
- ・ YNO の運営を遂行するために構成されるサーバーもしくはネットワークを不正に妨害、混乱させる行為。
- ・ 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為。
- ・ その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為。

➤ 第 8 条（責任の制限）

- ・ ヤマハは、YNO およびライセンス、YNO 対応ファームウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- ・ お客様は、YNO 対応ファームウェアのダウンロードおよびインストールについてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- ・ YNO の提供、遅滞、変更、中止および廃止、YNO を通じた情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様の損害について、ヤマハに故意または重過失がある場合を除いて、ヤマハはいかなる補償も行わないものとします。お客様は、YNO の設定、アカウント情報の管理についてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはお客様、又は第三者が被った損害について賠償の責任を負いません。
- ・ ヤマハは、YNO の日本国外での使用について一切のサポート、保証をしません。

➤ 第 9 条（損害賠償）

- ・ お客様は、YNO の利用においてお客様の責でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。
- ・ お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負担させないものとします。万一、お客様の責による事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を追及された場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負担させないものとします。

## ■第 4 節 中止および変更

➤ 第 10 条（YNO の中止）

ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の通知を行うことなく YNO の全部または一部を中止または停止できるものとします。そしてそのような中止または停止を行った場合、ヤマハはお客様その他の第三者に対し、いかなる責任も負担しないものとします。

- ・ ヤマハがそれぞれ管理する設備（サーバー等）を提供するために必要なシステム（ソフトウェアを含む）の点検や更新を行う場合
- ・ ヤマハが火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他の不可抗力または第三者による妨害やその他不可抗力による非常事態が発生または発生する恐れがあり、YNO の提供が困難に陥った場合
- ・ ヤマハが YNO の運用上あるいは技術上の理由により、YNO の中止および停止が必要と判断した場合

➤ 第 11 条（YNO の変更）

ヤマハはお客様へ事前の通知を行うことなく、YNO の全部または一部を変更および追加できるものとします。

## ■第 5 節 契約の終了

➤ 第 12 条（ヤマハによる解除）

ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の催告なく本契約を即時に解除できるものとします。またお客様が複数の本契約を締結する場合も、同様に解除できるものとします。

- ・ お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至った場合。
- ・ ヤマハが、事由の如何を問わず YNO の提供を休止、停止または終了した場合。
- ・ その他、ヤマハが、お客様に対し YNO の利用を継続するのに不相当であると判断した場合。

➤ 第 13 条（本契約後の措置）

お客様が、本契約を終了した場合に、ヤマハは YNO に関する一切の責任を負わないものとします。

## ■第 6 節 一般事項

➤ 第 14 条（権利の帰属）

YNO および YNO に付随する以下の一切の権利は、著作権法その他の法律により保護され、ヤマハまたは原権利者に帰属するものとします。

- ・ ヤマハが作成する資料等の著作権
- ・ 特許権
- ・ 商標権
- ・ 意匠
- ・ その他知的財産権

➤ 第 15 条（譲渡の禁止）

お客様は、本規約に特段の定めが無い限り本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

➤ 第 16 条（準拠法）

本契約は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。

➤ 第 17 条（合意管轄）

YNO の利用に関連して、万一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## ■第 7 節 個人情報の保護について

➤ 第 18 条（個人情報保護方針）

ヤマハおよびヤマハグループ各社は、お客様の個人情報を保護することは、法令上の義務であると同時に、重要な社会的責務であると考えております。ヤマハは、「高い倫理性をもって法律を遵守する」という企業理念の下、以下の通り個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報に関する権利を尊重し、これを保護して参ります。

(1) 個人情報の取得と利用

お客様の個人情報を取得する場合は、適正な方法により取得するものとし、利用目的をできるだけ特定して、ご本人にお知らせするか、またはウェブサイト等において公表します。また、取得した個人情報はその利用目的に必要な範囲内で取り扱います。

(2) 個人情報の提供

お客様の個人情報を、お客様ご本人の同意なしに業務委託先以外の第三者に提供することはありません。また、個人情報をグループ各社やヤマハ特約店等と共同して利用する場合は、共同利用する事業者の範囲や利用目的等の所定事項をあらかじめ明示または公表します。ただし、法令に基づく場合や公的機関への協力が必要な場合には、この限りではありません。

(3) 個人情報の安全管理

個人情報への不正アクセスや、紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防ぐため、技術的対策を実施し、また安全管理体制を整備してお客様の個人情報の保護に努めます。

(4) 利用目的の公表と開示・訂正等のご請求

保有するお客様の個人情報についての利用目的やお問合せ先などを公表するとともに、所定の手続きに従

い合理的な範囲において誠実に開示、訂正、利用の停止および削除等のご請求に応じます。

(5) 法令遵守

個人情報に関する法令、関連規定およびガイドラインを遵守し、企業としての社会的責任を遂行します。

(6) 継続的な改善

個人情報保護を確実に実施するため、コンプライアンス・プログラム（法令等遵守計画）の継続的な見直しと改善を行います。

➤ 第 19 条（YNO を利用されるお客様の個人情報について）

ヤマハは、YNO で上記個人情報保護方針に沿って、ライセンス登録を済ませたお客様の個人情報を取り扱います。個人情報とは、お客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスなどお客様を特定することができる情報をいいます。

➤ 附則

1. 本規約は、2016 年 6 月 1 日に発効します。
2. 2016 年 7 月 29 日に、本改訂版を施行します。

以上

ヤマハ株式会社